

公益社団法人青森県柔道整復師会 定 款

平成24年4月1日 公益施行

平成27年4月1日 一部変更

令和3年4月1日 一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人青森県柔道整復師会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本会は、本会の目的及び事業に賛同した会員との連携のもと、柔道整復学の進歩発展とその医学的研究をなし、柔道整復師の資質向上に努め、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するとともに、柔道を通じて県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保険制度達成の協力に関する事業
- (2) 公衆衛生の向上に関する事業
- (3) 児童又は青少年の健全な育成に関する事業
- (4) 県民の心身の健全な発達に関する事業
- (5) 柔道整復師の資質向上に関する事業
- (6) 広報活動に関する事業
- (7) 会員の福利増進及び相互扶助に関する事業
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 青森県内で施術所を有する柔道整復師又は青森県内に就業する柔道整復師で、本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 準会員 青森県内に住所を有し、正会員の指導のもとに就業する柔道整復師で、本会の目的に賛同して入会したもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て当該義務を免除することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該正会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、正会員を除名したときは、除名した正会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡したとき。
- (4) 正会員が柔道整復師の免許を取り消されたとき。

(既納の会費等)

第11条 既納の会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(総会の構成及び議決権の数)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の種類及び開催)

第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年5月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、総会の日から2週間前までに書面をもって通知しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合はその旨
 - (4) その他法令で定められた事項

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(定 款)

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会長の選定又は解職
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の定足数)

第16条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 会長、理事、監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 会長、理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、理事会の定めるところにより、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 書面により議決権を行使する場合は、正会員は総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員数の議決権の数に算入する。

(議 事 録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役 員

(役員 の 設 置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選 任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は総会の決議によって選定し、又は解職する。
- 3 副会長は、理事の内から理事会の決議によって選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事には、次のいずれも含まれてはならない。
 - (1) 本会の理事又は使用人である者
 - (2) 理事又は監事の配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者
 - (3) 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者

(議長、副議長の選任)

第22条 総会の議長及び副議長は、会長が出席した正会員の中からその都度次のとおり選任する。

- (1) 議 長 1名
- (2) 副議長 1名

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(定 款)

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、理事会において定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(議長、副議長の職務及び権限)

第25条 議長は、総会の公正かつ円滑な運営を確保するため、総会の秩序維持及び議事整理を行い、副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を行う。

(役員 の 任 期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第28条 役員に対して、総会において定める役員報酬等の支給の基準に従い報酬及び費用を支払うことができる。

第6章 顧 問 等

(顧 問 等)

第29条 本会に、顧問、相談役及び参与（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。
- 3 顧問等は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問等は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

- 5 顧問等の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 6 顧問等に対して、役員報酬等の支給の基準に準じ、理事会が別に定める報酬及び費用を支払うことができる。

第7章 理 事 会

(構 成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、表決に加わることはできない。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 副会長の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法により開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 3 理事の過半数から会議の目的たる事項及びその理由を書面で示して、理事会の開催の請求があった場合には、会長は、速やかにこれを招集しなければならない。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、理事が招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、理事がこれに当たる。

(定 足 数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場

(定 款)

合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議 事 録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第8章 事 務 局

(事 務 局)

- 第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

- 第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 年会費その他の会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(事 業 年 度)

- 第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会 計 規 程)

第42条 本会の会計に関し必要な規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第41条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散等

(定 款 の 変 更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(定 款)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公 告 の 方 法)

第48条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、青森県において発行する東奥日報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長、副会長及び理事は、それぞれ次のとおりとする。

会 長	佐藤 金一
副会長	関 裕二郎
副会長	岡本 幸治
理 事	三潟 謙
理 事	鶴田 直司
理 事	佐々木良太
理 事	竹島 直樹
理 事	成田 正人
理 事	林 祐一
理 事	濤岡 利美
理 事	八木橋次男
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年4月1日から施行する。